

(2) 公営コート問題について

- ・ 公営コートを利用した営業行為禁止を・・・
- ・ 公営コートの利用料は適正な水準に・・・

公営コートは適正な料金で適正な使い方を・・・

本協会が力を入れて取り組んでいる問題に、いわゆる公営コート問題があります。

地方公共団体により住民の福祉向上の一環として、テニスコートをはじめ色々なスポーツ施設や福祉施設が全国的に数多く建設されています。

これらの施設が、本来の目的に沿って適正な料金で住民の方々に利用されているのであれば、これは問題視するべきことではありません。

しかしながら、現状では、所定の公租公課を負担し、顧客へのサービスを提供している民間では考えられないような、とても適正とは思われない低廉な料金が設定され、かつ、いわゆる「白タク」行為のように、公営コートを利用して、有料のテニススクール営業を行い、我々民間事業者の営業を圧迫している事態が顕著にみられます。

この点については、平成12年5月26日の閣議でも、【民間と競合する公的施設の改革について、不特定の者が利用し得る施設の新設及び増築は禁止し、既存の施設については、官民のイコール・フットイング（税制を含めた同一競争条件の確保）の観点から、施設ごとの独立採算性を原則とし、一定の基準に基づいて個々の施設ごとに企業会計原則に準ずる特殊法人等会計処理基準により経営成績等を明確にし、早期（5年以内）に廃止、民営化その他の合理化を行う。さらに地方公共団体についても、上記の措置に準じて措置するよう要請するものとする。】との趣旨の決定がなされておりますが、全国的にみられる状況を見ると、この趣旨は生かされていないと言わざるを得ません。

本協会の取り組みは・・・

本協会では、社団法人という公的立場を明確にし、各地区事業協会と一体となって、根気よく活動を展開してきています。

その活動は、「まず現場から」を实践して実態の把握を行い、その情報を元に、公営コートを直接管理している都道府県・市町村の行政の責任者や議会筋に働きかけを行う方法で展開しております。

今までの成果は・・・

幸い、本協会の各地域・地区の方々のご熱心な活動の結果、議会筋や行政責任者のご理解を得て、既に多くの県や市町村で、「営業行為禁止」の看板が掲示されたり、「白タク」スクールが中止になったりする等の成果を上げつつあります。

しかしながら全国あまたある公営コートに対象を広げ、また、実際に、営業行為の中止の実績を積み上げていくには、根気よく継続的な活動を続けていかなければならないのが現状です。

これからの活動は・・・

本協会では、社団法人として、我々の正当性について、主張を各行政責任者のご理解を得て、各地域に「料金適正化・営業行為禁止」の具体的な行為に結びつく活動を展開したいと考えています。

本協会の、地域・地区組織の細かい活動、全国各地の情報交換、本協会本部の積極的な支援が、この運動を進める鍵になると考えています。

